

「もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」に関する教材

第1 単元設定の趣旨

1 新学習指導要領と国民の司法参加

小学校新学習指導要領は、社会科第6学年の内容の取扱い(2)イにおいて、「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加」について扱うようにしている。

裁判員制度の施行により、小学校の児童が大人になったときには、司法に主体的に参加することが求められることになるから、小学校教育において、児童たちの司法に関する関心を高めつつ、司法への参加意欲を根付かせていくことが重要である。

他方、実社会で生きる力を重視するという観点からは、普段の生活の中で事実を適正に認定し、紛争を適切に解決するためのものの考え方を身に付けるとともに、自分たちの身の回りの問題を実際に解決する活動を行うことが重要になる。

本教材は、小学校第6学年という子どもの発達段階を踏まえ、児童が、できるだけ身近な事例をもとに、事実認定を経験し、紛争の解決の在り方について議論をすることを通じて、司法に関心をもち、国民の司法参加の意義について考えることができるように工夫されている。

2 教科等を横断した取組

児童に司法制度に対する関心を持たせるだけでなく、「国民の司法参加」の意義を児童なりに実感として理解させるためには、学校生活で起こりうる紛争とその解決に役割演技と議論の題材を求め、それとの対比において司法参加の意義を考えることが有効であると考えられる。また、身近な紛争事例の解決の在り方について学習した後に、学級において実際に直面している問題を発見・確認し、その問題についてルールづくりを実践してみることで、紛争解決過程において発見された問題が立法活動につながり得るという三権相互の関係における司法制度の意義についての理解が深まるとともに、ルールは自分たちの生活を向上させる機能を持つ身近なものであることについての理解が深まることが期待される。

そこで、本教材では、小学校第6学年を念頭に置いて、教科等を横断した単元を設定し、学校生活における身近な紛争に関する事実認定と解決に向けた活動を総合的な学習の時間（内容の取扱い(2) 他者と協同して問題を解決しようとする学習活動）又は特別活動（共通事項(1)ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決）で、司法の基本的な仕組みと学校生活との対比を踏まえた国民の司法参加の意義を社会科で、これらを通じて得られた知識や考え方を実生活に生かし、ルールづくりを行う活動を特別活動（共通事項(1)ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決）で取り扱うこととしている。

第2 単元

1 単元名

もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり

2 単元の目標

- ① 司法制度に対する関心を高め、国民の司法参加の意義を児童なりに実感として理解する。
- ② 学校生活における身近なもめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、また、その事実に基づいて自分の考えを適切に表現する。

- ③ みんなの利益にかかわる問題を解決するために、みんなで積極的に考え、解決方法を見つけ出すことの意義を理解する。
- ④ 身の回りの問題をルールをつかって解決することを通じて、社会生活におけるルールの意義について考えさせる。

3 単元の新学習指導要領上の位置付け

- ・社会科第6学年 内容の(2)の取扱い 「国民の司法参加」
- ・総合的な学習の時間 内容の取扱い(2) 「他者と協同して問題を解決しようとする学習活動」
- ・特別活動の内容の共通事項 大項目「(1) 学級や学校の生活づくり」中項目「ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決」

4 単元の指導計画 (5時間)

本単元では、以下のとおり、合計5時間・3部構成で指導を行うこととしている。

第1次 裁判所のはたらきと裁判にかかわる人々(社会科) 1時間

- ・裁判所の仕組み・はたらきと裁判にかかわる人々の役割(第1時)

第2次 「みんなの利益にかかわるもめごとの解決(総合的な学習又は特別活動の時間・社会科)
3時間

- ・掃除の時間に起こったもめごと(事例の確認、総合的な学習又は特別活動)(第2時)
- ・もめごとについての判定(事実の認定、総合的な学習又は特別活動)(第3時)
- ・みんなの利益にかかわるもめごとの解決(紛争の解決と国民の司法参加, 社会科)(第4時)

第3次 学級のルールづくり(特別活動) 1時間

- ・掃除その他の生活上の諸問題に関するルールづくり(第5時)

第1時は、司法制度をより具体的にイメージできるように、裁判にかかわる人々と法曹三者のバッジを紹介しながら、裁判所の仕組みとはたらきについて学習するものである。第4時における学習をより効果的なものとするため、第1時で裁判に関する基本的な知識を学んでおくことが有効であるが、学校の実態に合わせて、第1時を変更し、憲法に関する学習の際に、簡単に裁判の仕組みを解説しておくことも考えられる。

第2時は、学校生活における身近な紛争の事例(掃除活動をさぼったかどうかについてのもめごと)について、役割演技を行い、事例の確認と紛争についての第一印象をまとめておくという学習を行うものである。

第3時は、グループごとに、司会役、「さぼったと言える」と主張する役、「さぼったとは言えない」と主張する役に分かれて議論し、理由を示して事実認定を行うものである。

第4時は、前時までの学習内容を踏まえ、事実を認定する際に必要な態度について確認するとともに、みんなの利益にかかわるもめごとをみんなで考えて解決することの意義について考えさせた上で、第2次の活動と裁判員制度との類似点について考えさせ、国民の司法参加の意義を理解させようとするものである。

第5時は、前時までの学習内容を踏まえ、自分たちの身の回りで生じている問題を、ルールをつかって解決する活動を行うとともに、ルールが自分たちの生活を向上させる機能を持つ身近なものであることを実感させようとするものである。便宜上、前時までの学習と連続する学習として、クラスのボールの使い方についてのルールづくりを取り上げているが、学校・学級の実態に応じて、題材・実施時期を変更することを当然に予定している。

第3 単元の指導計画

第1次 裁判所のはたらきと裁判にかかわる人々 (第1時)

(1) 本時のテーマ

裁判所の仕組み・はたらきと裁判にかかわる人々の役割

(2) 本時のねらい

裁判所の仕組み・はたらきや裁判にかかわる人々の役割を知り，司法制度への関心を高める。

(3) 本時の展開

| | 学習内容 | 学習活動 | 指導上の留意点 | 資料等 |
|----|---------------------|--|--|--|
| 導入 | 1 三権分立の意味 | <ul style="list-style-type: none"> ○国の政治における三権の意味を知る。 <ul style="list-style-type: none"> ・立法権・行政権・司法権 ○三権を分立させる理由について考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・権力が集中すると，問題が生じることが多い。 ・権力を分散させ，互いがチェックし合うことで，問題が生じることを防ぐ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法の内容等は，別の機会に取り上げる。 ・三権分立の必要性を簡単に取り扱う。 | |
| 展開 | 2 裁判所の様子と裁判所にかかわる人々 | <ul style="list-style-type: none"> ○写真から，裁判所の法廷の様子をしてみる。 ○バッジの写真から裁判官，検察官，弁護士（弁護士）のバッジはどれかを予想し，各バッジに込められた意味と仕事の内容を知る。 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判官…鏡（真実を映し出す） 「裁」の文字 黒衣（何者にも染まらない） ・検察官…秋霜烈日（秋におりる霜と夏の厳しい日差しのように刑罰や志が厳しいことのたとえ） ・弁護士…ひまわり と 秤 （自由と正義） （公正と平等） ○法廷の写真から，裁判官，検察官，弁護士，裁判員の位置と人数を確認する。 （3名の裁判官と6名の裁判員） | <ul style="list-style-type: none"> ○次時との関連から，ここでは司法について取り上げて考えさせる。 ・バッジという具体物を通して，裁判官・検察官・弁護士の仕事と役割に関心を抱かせる。 ・裁判員裁判についても写真から簡単に触れる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 ・資料2 |
| 発 | 3 学級活動と裁 | ○国の裁判と学級での話し合いとの関連性に | ○裁判と学級会の | |

| | | | |
|----------|--|---|---|
| 展 | 判のつながりについて関心をもつ | ついて話し合う。 T：「学級の問題を自分たちで解決する場合と裁判との間で似ていることは何だろうか。」 | 類似点を話し合わせる。類似点はあまり見つけられないと予想されるが、課題を明確にとらえさせて、次時へとつなげる。 |
| | 学級の問題を自分たちで解決する決め方と裁判とはどうつながっているのだろうか？ | | |

第2次 みんなの利益にかかわるもめごとの解決 (第2時)

- (1) 本時のテーマ
掃除の時間に起こったもめごと(事実の確認)
- (2) 本時のねらい
掃除活動をさぼったかどうかについてのもめごとについて、役割演技を行い、与えられた事例を正確にとらえる。
- (3) 本時の展開

| | 学 習 内 容 | 学 習 内 容 | 指導上の留意点 | 資料等 |
|----------------|--|---|---|--------------|
| 導 入 | 1 クラスで起きたもめごと | ○学級ではどんなことでもめごとがおこるのか話し合う。 ・休み時間のボールの取り合い ・掃除の時間にさぼる人 ・友達への悪口 ・その他 ○もめごとが起きたときは、どのように解決していたか、話し合う。 ・話し合いによって解決する。 ・何となくいつの間にか解決している。 ・先生に仲裁に入ってもらおう。 | ・教室では、どのようなことでもめごとが起こっているのか、その解決をどのようにしていたかを考えさせることで、学習の動機づけを行う。 | |
| 展 開 | 2 ある小学校で起きたもめごとのロールプレイ 3 事件の様子の確認 | ○ある小学校で起きた事例を紹介する。 ・事例の紹介 ・掃除場所と掃除用具の確認 ・もめごとの発生 ○クラスの中から担当の児童を選出し、ロールプレイをさせて事件の様子を再現する。 ○だれが、どこで、どのようなことをし、何を見たか、事件の様子を確認する。 ★Aさん（B君、C君が掃除をさぼったために掃除が時間内に終わらなかった。） | ・教師が資料3を読んで説明する。見取り図と掃除用具の分担は、黒板に示しておくか、印刷して配布しておくことが望ましい。 ・子どもたちによるロールプレイで事件の状況を理解する（資料 | ・資料3 ・資料4 |

| | | | | |
|------------|-----------|--|--|---------|
| | | <p>★B君（さぼっていない。ちりとりを取りに行っていたために遅れた。）</p> <p>★C君（階段掃除がちりとりを2個使っていたから取りに行ったが、一度1階まで降りて、また4階まで上がった上、しばらく待たされたため遅れた。）</p> <p>☆Dさん（廊下の掃除当番。Aを支持。B君、C君がふざけていた。ちりとりを取りに行くのは、1人でできるだろう。）</p> <p>☆E君（B君、C君は階段にいた。ちりとりを使用中のために待っててもらった。最初1階に行き、借りられそうもない状況のために4階の僕のところへ来ていた。）</p> <p>★C君（Dさんこそさぼっていたのでは。目が悪いから見間違えたか、Aさんと仲良しだから思い込んでいるのでは。B君が服のごみを取ってくれただけ。）</p> <p>○この事件の問題の核心は何か、考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">B君、C君はさぼっていたと言えるのか？</div> | 4) ・全員が興味をもって参加できるよう、ロールプレイをする子どもが役になりきるよう指導する。 | |
| まとめ | 4 自分なりの判断 | ○自分の考えをワークシート1の「判定カード」に書く。 | ・事件の経緯を確認し、ロールプレイを見ての第一印象としての判断を記入させる。 | ワークシート1 |

第2次 みんなの利益にかかわるもめごとの解決 （第3時）

(1) 本時のテーマ

もめごとの判定（事実の認定）

(2) 本時のねらい

掃除の時間に起こったもめごとの事例について、事実を多面的・多角的に考察し、グループごとに議論し、「B君、C君は掃除をさぼっていたと言えるか」を判定する。

(3) 本時の展開

| | 学習内容 | 学習活動 | 指導上の留意点 | 資料等 |
|-----------|--------------------|--|-----------------------------------|--------------|
| 導入 | 1 掃除場事件の確認 | ○掃除場所でのもめごとのロールプレイを再現し、問題点を再確認する。 | ・ロールプレイを再演させる。 | |
| 展開 | 2 【資料】に基づくグループ別の検討 | ○事実の再確認 ・【資料】を配布し、事実を吟味する ○5人グループに分かれ、司会役・「さぼったと言える」役・「さぼったとは言えない」 | ・【資料】に基づいて、司会、「さぼったと言える」グループ(2人)、 | ・資料3 ・資料4 |

| | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|--|----------|------------|----|--|--|
| | | <p>役に分かれ、それぞれの立場に立って検討する。</p> <table border="1" data-bbox="528 253 702 779"> <tr> <td>さぼったと言える</td> <td>さぼったとは言えない</td> </tr> <tr> <td>さぼったと言える</td> <td>さぼったとは言えない</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">司会</td> </tr> </table> <p>○最終的な判断は、各グループの司会がまとめ、グループの意見を報告する。</p> | さぼったと言える | さぼったとは言えない | さぼったと言える | さぼったとは言えない | 司会 | | <p>「さぼったとは言えない」グループ（2人）に分けて話し合いを進める。グループ分けに際しては、個々の児童の意見を離れて、形式的にいずれかの役割を割り当てる。</p> <p>*お互いの立場の論拠を重視しながら話し合いを進める。グループの議論が一方に傾いていたら、教師から、あえて異なる立場からの主張を投げかけて議論を深めさせる。判定主張例参照。</p> <p>*グループとしての意見をまとめさせつつ、個々の児童の意見も大切にします。</p> |
| さぼったと言える | さぼったとは言えない | | | | | | | | |
| さぼったと言える | さぼったとは言えない | | | | | | | | |
| 司会 | | | | | | | | | |
| <p>まとめ</p> | <p>3 自分の考えをまとめ、クラス全体の判定を確認する</p> | <p>○最終結論をワークシート1に記入する。</p> <p>○自分の判定基準について、発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見が変わった理由 ・変わらなかった理由 <p>○クラスの判定を確認する。</p> | <p>○再度自分の意見をまとめ、クラスの最終決定を確認する。</p> <p>ワークシート1</p> | | | | | | |
| | <p>4 次時の確認</p> | <p>次時には、</p> <table border="1" data-bbox="443 1556 1002 1742"> <tr> <td> <p>○判定をする際にどのようなことに気を付けたらよいのだろうか</p> <p>○裁判とは、どのようにつながっているのだろうか</p> </td> </tr> </table> <p>について、みんなで考えていく。</p> | <p>○判定をする際にどのようなことに気を付けたらよいのだろうか</p> <p>○裁判とは、どのようにつながっているのだろうか</p> | <p>○判定をする際に大切なことは何かを考えさせておき、次時へつなげる。</p> | | | | | |
| <p>○判定をする際にどのようなことに気を付けたらよいのだろうか</p> <p>○裁判とは、どのようにつながっているのだろうか</p> | | | | | | | | | |

第2次 本当のことって何だろう （第4時）

(1) 本時のテーマ

みんなの利益にかかわるもめごとの解決

(2) 本時のねらい

事実認定を行うときに必要な態度や注意事項を知り、みんなの利益にかかわるもめごとをみんなで考えて解決する心構えを身に付けるとともに、国民の司法参加の意義を児童なりに実感として理解する。

(3) 本時の展開

| | 学習内容 | 学習活動 | 指導上の留意点 | 資料等 |
|----|--|---|---|---------------------------|
| 導入 | 1 今回の事例についての判定 | ○前時の個人判定を聞き、活動を思い起こす。 <ul style="list-style-type: none"> ・さぼった ……○人 ・さぼったとは言えない……○人 ・分からない ……○人 ○多数決によれば、クラスとしては、B・C君は「さぼっていない(いた)」という結論。その結論に至った理由で一番重視された事実・理由は、「◇◇◇」という点だった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の判定に挙手をする。 ・多数決において、「分からない」は、「さぼったとは言えない」ことを意味することに注意が必要。 | 前時に書いた各自の判定表 (ワークシート1) |
| | 何が本当だったのかを判定するときには、どんなことに気を付けなければならないだろうか。 | | | |
| 展開 | 2 判定を下すときの注意事項 | ○今回の事例で判定を下すときに気を付けなければならなかったことを話し合う。 T：「判定を下すときには、どのようなことに気を付けなければならないだろうか。」 S：「最初から結論を決めつけない。」 S：「思い込みや決めつけで判断しない。」 S：「関係者の言い分を良く聞き、状況を良く確かめる。」 S：「自分の意見を大切にしながら、より良い意見があればその意見に素直に従う。」 | | |
| | 3 みんなに関わるもめごとを、みんなで考えて解決する心構え | ○今回のようなもめごとが、自分たちのクラスで起こったとしたら、どうすればいいか、話し合う。 T：「今回のようなもめごとが起きたら、どうしますか？」 S：「先生に解決を任せきりにしないで、自分たちでもめごとについて考えるように | <ul style="list-style-type: none"> ・クラス全員で行う予定の鬼ごっこができなくなったということに着目させ、みんなの利益に関わるもめごとで | |

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| | <p>したい。」</p> <p>S : 「もしかすると自分自身が「さぼった」「さぼっていない」というもめごとに巻き込まれるかもしれないことも考えて、公平に判断することが大切。」</p> <p>S : 「さぼってしまった人は素直に謝ることが大切だし、周りの人たちは許す心を持つことが大切。」</p> | <p>あることを確認する。</p> |
| <p>4 今回の事例と裁判の類似点</p> | <p>○実際の裁判では、事例で出てきた人たちと、事例について判定したわたしたちは、誰に似ているか、考える。</p> <p>《似ているところ》</p> <p>①Aさん → 検察官</p> <p>②B君, C君 → 被告人・弁護人</p> <p>③Dさん → 証人</p> <p>④E君 → 証人</p> <p>⑤司会 (判定もする) → 裁判官</p> <p>⑥判定をしたみんな → 裁判員</p> <p>《異なるところ》</p> <p>○判決の基準や手続を定める法律がある。</p> <p>○有罪判決には強制力があり、刑罰を科せられる。</p> <p>○検察官は、犯罪という社会に対して悪いことを行った人を罰するため、社会の利益を代表して裁判所に訴えるのに対し、Aさんは、Aさん自身が被害者・目撃者の立場にある。</p> <p>○B君とC君は掃除をさぼったと言われている本人なので、被告人により近い。裁判は、刑罰を科すかどうかという厳しい場面なので、きちんと被告人の利益を守ってあげられるよう、弁護人がつくことになっている。</p> | <p>・ ロールプレイの役割と実際の裁判での立場を比較しながら検討する。</p> <p>・ 資料5</p> |
| <p>5 事例のもめごとが起こった根本的な原因とその解決</p> | <p>○事例のもめごととはなぜ起こったのか、これからどうしたら同じようなもめごとが防げるのかについて考える。</p> <p>・ 「さぼってはいけない」というルールをつくったらどうか。</p> <p>→ そもそも「さぼる」とは何か。</p> | |

| | | | |
|-----|-------------------|---|---|
| | | <p>「さぼってはいけない」というルールをつくっても、何がさぼりにあたるのかが分からないのでは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちりとりの数が限られているのに、階段当番が2個使っていたのが問題では。 ・B君とC君が、出て行くときに他の人に声をかけておくべきだった。 ・ちりとりの使用方法などについて、ルールを決めておけばよいのでは。 | |
| まとめ | 6 国民の司法参加の意義 | <p>○裁判員制度について簡単に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年5月21日から実施。 ・みんなの利益にかかわる重大な刑事事件(殺人事件など)を取り扱う。 ・判決は、3名の裁判官と一般人から選ばれた6名の裁判員が議論(評議)して、決定(評決)する。 <p>○将来、自分たちは誰もが裁判員になる可能性があるが、裁判員に選ばれたら、どんなことに注意すべきか、考えをまとめる。</p> <p>・みんなの利益にかかわる重要なことを決めるのだから、積極的に参加する。</p> <p>・最初から結論を決めつけない。</p> <p>・思い込みや決めつけで判断しない。</p> <p>・関係者の言い分を良く聞き、状況をよく確かめ、公平に判断する。</p> <p>・事実を見極める。</p> <p>・自分の意見を大切にしながら、より良い意見があればその意見に素直に従う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・裁判員制度については教師が簡単に説明する。 ・これまでの活動を踏まえ、子どもたちの話し合い活動を通して、左のような観点を自分たちの力で考えつかせたい。 |
| 発展 | 7 クラスの中で、改善すべききまり | <p>○学級での話し合い活動を元にして、クラスの中で改善したいきまりやルールはないか考える。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・次回の学習活動につなげる。 |

第3次 学級のルールづくり (第5時)

- (1) 本時のテーマ 掃除その他の生活上の諸問題に関するルールづくり
- (2) 本時のねらい

| | | | | |
|----------------|---------------------------|--|--|---------------|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・休み時間で分けると，昼休みは掃除が長引くから，ボールを使える時間が短くなってしまう。 ・席の列ごとだと遊びたい人が別の列にいたら困る。 ・男子と女子に分けるんじゃないくて，一緒に使えばいい。 ・女子と一緒にだと強く投げられないからつまらない。 ・女子にも強く投げられる人もいる。 ・体育のボールゲームのようにルールを工夫すればいい。 <p>☆決定（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女一緒に使う。 ・ボールを使うときは「○○やる人！」と誘ってから校庭に出て，一緒に遊ぶ。 ・遊びたい者が複数あるときは順番に遊ぶ。 | <p>くらなければならないことを意識させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見を十分に出しついで結論を出すように指導する。安易な多数決で解決しようとするときは，みんなが納得できる結論かどうか吟味するように指導する。 | |
| <p>終 末</p> | <p>7 決まったことの発表と教師からの話</p> | <p>○話し合いの結果，今後の活動，話し合いの進め方の振り返り，次回への見通しを指導する。</p> <p>○話し合いの進め方の育ちを具体的に上げてほめる。</p> <p>○以下の点について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールは，「みんなが楽しく生活できること」を目的として，みんなが参加してつくるものであることを確認する。 ・みんなで作ったルールは，みんなを守らなければいけないことを確認する。 ・ルールを実際に使ってみて，不都合が生じたときには，またみんなで議論してルールを変えるべきであることを確認する。 | <p>☆法教育の観点からは，この確認が特に重要。</p> | <p>学級会の記録</p> |

法廷の写真



- 次のバッジは、だれが付けているでしょう。
また、それぞれ、どのような意味がありますか？

| | | |
|--|--|---|
|  |  |  |
| <p>裁判官 バッジ</p> | <p>検察官 バッジ</p> | <p>弁護士 バッジ</p> |
| <p>○ デザインと意味</p> <p><small>やたのかがみ</small> <u>八咫鏡 (真実を映し出す)</u> <u>「裁」の文字</u></p> | <p>○ デザインと意味</p> <p><small>しゅうそうれつじつ けいばつ こころざし</small> <u>秋霜烈日 (刑罰や志が厳</u> <u>しいことのたとえ)</u></p> | <p>○ デザインと意味</p> <p><u>ひまわり (自由と正義)</u> <u>秤 (公正と平等)</u></p> |

※配布する場合、下線部は削除する。

【事例】

〇〇小学校では、午後 1 時から 1 時 15 分が掃除の時間である。

6 年 1 組の担当する掃除場所は、教室・教室前のろうか（流し掃除も含む）・音楽室（4 階）・階段（1 階から 4 階まで）の 4 箇所、8 人ずつ 4 グループに分かれて、1 週間ごとに場所を交代している。音楽室には備え付けの掃除用具があり、教室の掃除用具入れのほうきやちりとりは、教室・ろうか・階段用である。ちりとりは 2 個あり、教室・ろうかで 1 個、階段で 1 個というように共用で使っていた。

6 年 1 組は、「そうじをがんばる」をクラスの目標としており、毎日、どの場所の掃除も時間内にやり終えて、しばしばクラス全員で鬼ごっこなどの遊びを校庭で楽しんでいた。

【掃除担当場所の見取り図】

< 4 階 音楽室 >

| | | | | | | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 流し | | | | | | E |
| D < 3 階 > ろうか | | | | | | B C |
| 6 - 1 | 6 - 2 | 6 - 3 | 5 - 1 | 5 - 2 | 5 - 3 | |
| A ほか 4 名 | | | | | | |

< 掃除の分担 >

教室の掃除用具入れには、ほうき 10 本、ちりとり 2 個がある。ちりとりは、①～③で共用。

- ①教室当番：8 人（ほうき係 4 人，ゆかふき係 4 人）
- ②ろうか・流し当番：8 人（ほうき係 2 人，流し係 2 人，ゆかふき係 4 人）
- ③階段当番：8 人（ほうき係 4 人，ゆかふき係 4 人）
- ④音楽室当番：8 人（音楽室には備え付けの掃除用具がある）

【問題発生！】

ある日、教室当番の A さんが、そうじ中、「そうじをさぼっている人がいる」と怒り出した。「さぼっている」と名指しで言われた B 君と C 君は、「さぼっていない」と反論。言い合いになってしまった。なかなか話がかたず、他のメンバーも心配そうに集まってきた。

掃除を予定どおり終えて、校庭で全員そろおうのを待っていた者も、教室掃除のメンバーが来ないのに気づき、様子を見に来ている。結局、昼休みの時間も短くなり、楽しみにしていた全員での鬼ごっこはできなくなってしまった。・・・

| 教師のこぼ | 子ども | 子どものこぼ |
|---------------------------|-----------|--|
| ① どうしたのですか？ | A (教室当番) | 教室の掃除を始めてしばらくすると、B君とC君がいなくなったのです。これが初めてではありません。2人は仲がいいからよく掃除をさぼっておしゃべりをしているのです。今日も気がつくといなくて、注意しても言い訳ばかりで、とてもいやな気持ちでした。 |
| ② 2人がぬけるとたいへんですか？ | A (教室当番) | 今日は、欠席が1人いたし、机を運ぶのが大変で・・・いなくなつて、7分はたっていたわ。なかなか帰ってこないんだから。掃除を時間どおりに終わらせるために、すごくがんばらないといけなくなりました。「そうじをがんばる」がクラスの目標なのに、B君とC君はいけないと思います。 |
| ③ 2人はどうしていたのですか？ | B (教室当番) | 掃除をまじめにやっていたのに、そんな言い方はひどいよ。僕は、ほうきの当番だった。ちりとりを使おうと思って、そうじ道具入れに取りに行ったら、ちりとりがなくて・・・。おかしいと思って、ろうかや階段当番の人に聞きに行ったんだ。やっと見つけて帰ってきたら、さぼっていると言われて、ひどいと思う。だいたい、僕らがそうじ中におしゃべりをしていて注意されたことは、今まで2回しかないよ。 |
| | C (教室当番) | B君は仕事をしていたよ。僕は話を聞いて、いっしょにちりとりを取りに行ってあげたんだ。ろうかの人が、階段の人が2個使っているって言ってたから、すぐに取りに行ったんだ。一度1階に降りたんだけど、1階の階段当番の人に「今は貸せない」と言われて、次に4階まで上がって、4階の階段当番の人がちりとりを使い終わるのを待って、やっと貸してもらって帰ってきたのに。いきなり、さぼった、さぼったと責められて、僕たちの話なんか聞こうともしない。ひどいよ。僕たちが取りに行かなきゃ、ちりとりはできなかつたんだよ。 |
| ④ Dさんは、廊下にいたんですね。 | D (ろうか当番) | わたしは、ろうか掃除でした。Aさんが言うとおおり、2人は長い間教室から離れていたわ。教室から2人で一緒に出て行きました。そのあとしばらくすると、階段の方にいたので、何しているのかなと思って見ていると、ふざけているのが見えました。B君がC君のわき腹をくすぐっていて、C君が大笑いしていたもの。ちりとりを探しているようには見えなかった。いつも2人でサッカーの話ばかりしているから、掃除のときもそうだったんじゃない。だって、ちりとり取りに行くくらい、1人でできるでしょ。一緒についていく必要ないと思う。 |
| ⑤ Eさんは、階段にいましたね。2人を見ましたか？ | E (階段当番) | B君とC君は階段に来ていたよ。僕は4階にいたんだけど、2人は1階から急いで上がってきた。でも、僕もちょうどちりとりを使っているところだったから、ちょっと待ってもらったんだ。後で聞いたんだけど、1階で1年生がゴミ箱をひっくり返してしまって、階段に細かい紙くずがたくさん落ちていたんだって。それで、ちりとりも返せない状況だったみたいだよ。 |
| ⑥ Dさんは、ふざけていたと言っていますよ。 | C (教室当番) | Dさんは、僕がふざけたたと言うけど、ろうかですつと階段の方を見ているなんて、それこそさぼっていたんじゃないの。Dさんは、目が悪いから見間違えたのか、Aさんと仲良しだから僕らが悪いと思いきんでいるんだよ。僕たちは1階で貸してもらおうと思ったら、無理 |

そうだったから、4階のE君のところに行ったんだ。それでも「待つて」と言われたから、3階に降りてきたところで待つていたんだよ。たしか、待つている間にB君が服についていたごみを取ってくれたけど、それがふざけているように見えたんだよ、きっと。

【判定カード】 ()番 名前 ()

1. B君, C君はそうじをさぼったと言えますか? (はじめの自分の考え)

*今の自分の考えと同じものに(O)をつけましょう。

() B君とC君は, そうじをさぼった。

() B君とC君は, そうじをさぼったとは言えない。

() わからない。

2. なぜ, そう考えましたか。考えのもとになった事実をあげて説明しましょう。

3. 友達の考えも聞いて, もう一度考えてみましょう。(話し合った後の考え)

*今の自分の考えと同じものに(O)をつけましょう。

(最終結論) () B君とC君は, そうじをさぼった。

() B君とC君は, そうじをさぼったとは言えない。

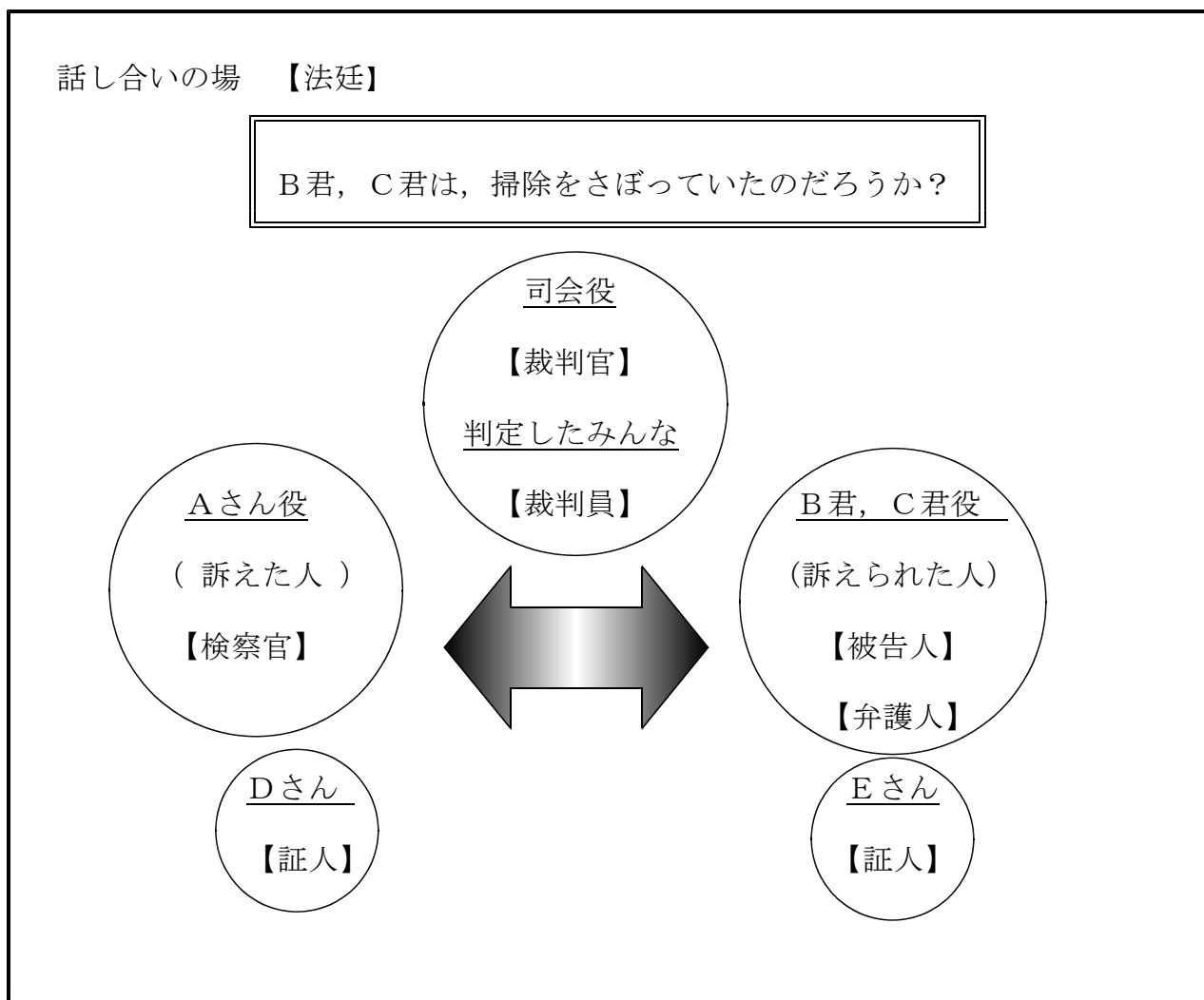
() わからない。

(そう判断した理由)

【判定主張例】

| | |
|---|--|
| <p>< 1 班 > 意見：さぼったと言える。 理由：たとえ、ちりとりを探しに行ったとしても、<u>2人で行く必要はない</u>。15分しかない<u>その時間の</u>で、<u>7分以上もいなくなるのはおかしい</u>。</p> | <p>< 2 班 > 意見：さぼったとは言えない。 理由：教室を黙って離れたことは問題だが、<u>ちりとりが掃除用具入れになかったことは事実</u>で、<u>B君とC君は掃除をしよう</u>とちりとりを探しに行ったわけだから、仕事をさぼったことにはならない。<u>E君も、B君とC君を待たせていたと言っている</u>。</p> |
| <p>< 3 班 > 意見：さぼったと言える。 理由：<u>B君とC君は、日ごろから仲がよく、掃除中もよくしゃべっていた</u>。B君とC君が、<u>他の人に黙って教室から出て行っていることを</u>考えると、Dさんが言っているように、掃除を抜け出して2人でふざけていたのだと思う。</p> | <p>< 4 班 > 意見：さぼったとは言えない。 理由：B君とC君がしゃべっていたのを見たDさんは、<u>すぐに注意をすればよいのに、後になって「サッカーの話をしていただけでは」と決めつけている</u>。DさんはAさんと仲がよく、<u>かたよった見方</u>になっていると思う。Dさんは<u>視力もよくない</u>ので、遊んでいたかどうかは分からないと思う。</p> |
| <p>< 5 班 > 意見：さぼったとは言えない。 理由：<u>B君とC君が前に掃除をさぼっていたことがあったとしても、今回さぼったと認める理由にはならない</u>と思う。前のことは前のことで、今回のこととは別だと思う。</p> | <p>< 6 班 > 意見：さぼったと言える。 理由：Dさんは「<u>大声で笑っていた</u>」と言っているし、<u>視力が悪くても2人の動きは見えていたのではないか</u>と思う。もしB君とC君が本当にさぼっていないのだとしたら、Dさんがうそをついていることになるが、いくらDさんとAさんが仲がいいからといっても、<u>Dさんがうそをつくほどの理由ではないのではないか</u>。</p> |

【学級での話し合いと裁判の関連図】



※配布する場合, 下線部は削除する。